

温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○温泉法の一部を改正する法律（平成十九年四月二十五日法律第三十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。